

(案)

第4次地域管理経営計画書

(静岡森林計画区)

計画期間 自 平成22年 4月 1日
至 平成27年 3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなどの財政の健全化や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

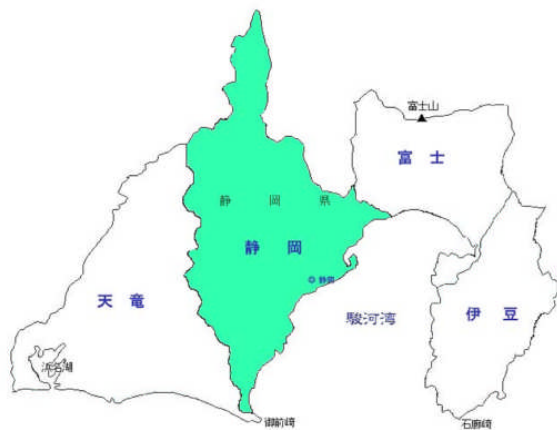
また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年度12月には国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の静岡森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、静岡森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

静岡森林計画区の国有林野位置図



凡例 LEGEND

-  森林管理局界
Boundary of Regional Forest Area
-  森林計画区界
Boundary of Forest Plan Area
-  森林管理署等界
Boundary of District Forest etc. Area
-  森林管理署支署界
Boundary of District Forest Branch Area
-  国有林
National Forest
-  官行造林地
Government Reforestation Area

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採総量	4
② 更新総量	4
③ 保護林	5
④ レクリエーションの森	5
(3) 持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	7
キ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	7
(4) 政策課題への対応	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	9
ア 水土保全林における管理経営に関する事項	9
① 国土保全タイプ	10
② 水源かん養タイプ	10
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	10
① 自然維持タイプ	11
② 森林空間利用タイプ	11
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	11
(2) 地域ごとの機能類型の方向	13
ア 梅ヶ島・大平地区(301林班～334林班)	14
イ 千頭地区(601林班～946林班)	14
ウ 大代地区(1201～1205林班、1209～1226林班)	15
3 流域管理システムの推進に必要な事項	16
4 主要事業の実施に関する事項	16
(1) 伐採総量	17
(2) 更新総量	17
(3) 保育総量	17
(4) 林道の開設及び改良の総量	17

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	18
1	巡視に関する事項	18
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	18
	(2) 境界の保全管理	18
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	18
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	18
	(1) 保護林	18
	ア 森林生態系保護地域	19
	イ 森林生物遺伝資源保存林	19
4	その他必要な事項	20
	(1) ニホンジカ、ツキノワグマによる 食害、剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項	20
	(2) その他	20
III	林産物の供給に関する事項	21
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	21
2	その他必要な事項	21
IV	国有林野の活用に関する事項	22
1	国有林野の活用の推進方針	22
2	国有林野の活用の具体的手法	22
3	その他必要な事項	22
V	国民参加による森林の整備に関する事項	23
1	国民参加の森林に関する事項	23
2	分収林に関する事項	23
3	その他必要な事項	23
	(1) 森林環境教育の推進	23
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	23
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	24
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	24
	(1) 林業技術の開発	24
	(2) 林業技術の指導・普及	24
2	地域の振興に関する事項	24
3	その他必要な事項	24
	森林の管理経営の指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、静岡県の中東部に位置する静岡森林計画区*内の国有林野31千haであり、当森林計画区の森林面積の17%を占めている。

当計画区内を流れる大井川、安倍川、興津川は駿河湾に注いでおり、国有林野は支流を含めたこの源流部等の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の73%がブナやカエデなどを主とする天然林、27%がスギやヒノキを主とする人工林である。

当計画区内の北部山岳地帯は、山地帯（冷温帯）にブナ等の落葉広葉樹やモミ、ツガ類、亜高山帯にはシラベ、アオモリトドマツ等、高山帯にはこの地域を南限とするハイマツ群落が生育しており、山地帯から高山帯に至るまでの変化に富んだ原生的な森林が見られる。このような貴重な自然の残る「南アルプス国立公園」や「奥大井川源流部原生自然環境保全地域」、「奥大井県立自然公園」が指定されている。

また、水源かん養保安林*や干害保安林が国有林野面積の87%に達し、静岡市や周辺市町村の生活用水、農業用水などの水がめとして重要な役割を担っているほか、奥地山岳地帯については本格的な登山、下流域にあつては散策や森林を利用したレクリエーション等保健休養の場として、四季を通じて多くの人々に利用されている。

静岡市梅ヶ島地区は過去にたびたび土砂災害が発生した経験があり、河川は急で崩壊地も多い地域のため、土砂流出防備保安林に指定されている。この地区の源流部では治山事業が継続的に実施され、下流地域を災害から守る役割を果たしている。

木材加工業は島田市を中心に発達してきており、スギ、ヒノキ人工林資源はその原料の供給に貢献している。

*【静岡森林計画区】

全国では158の森林計画区があり、静岡県では、静岡、富士、伊豆、天竜の4森林計画区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

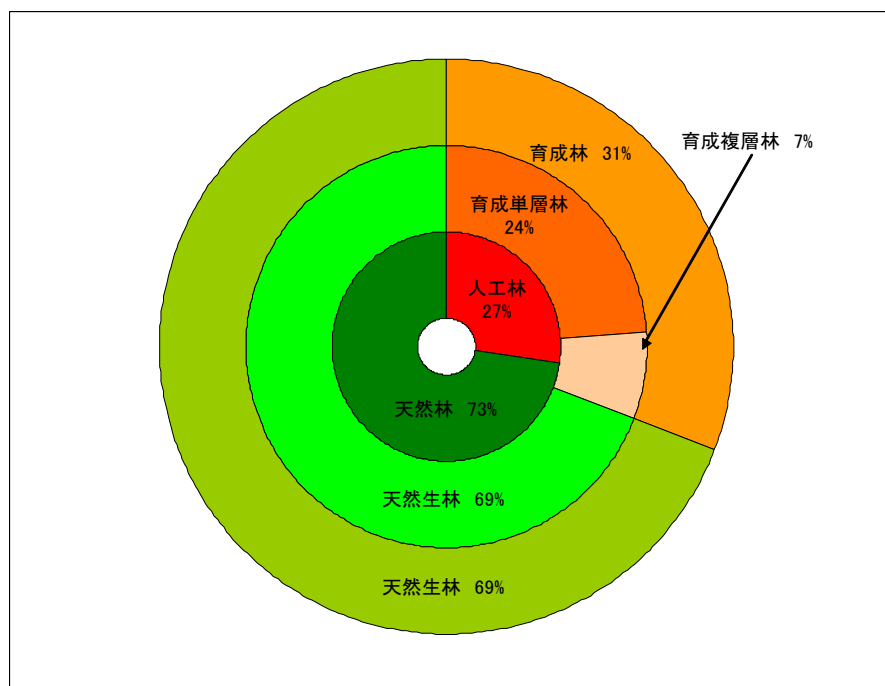
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成21年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が9千ha（育成単層林*7千ha、育成複層林*2千ha）、天然生林*が20千haとなっている。（図-1，図-2参照）主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ472千m³、ヒノキ918千m³、ツガ類やその他針葉樹2,784千m³、広葉樹ではブナ237千m³、その他広葉樹が1,592千m³となっている。（図-2参照）

人工林について見ると、齢級*構成では図-3のとおりであり、間伐適期である6齢級から11齢級が約8割と大半を占める一方、12齢級以上の林分も約2割となっている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

*【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

*【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林・天然林の分布状況

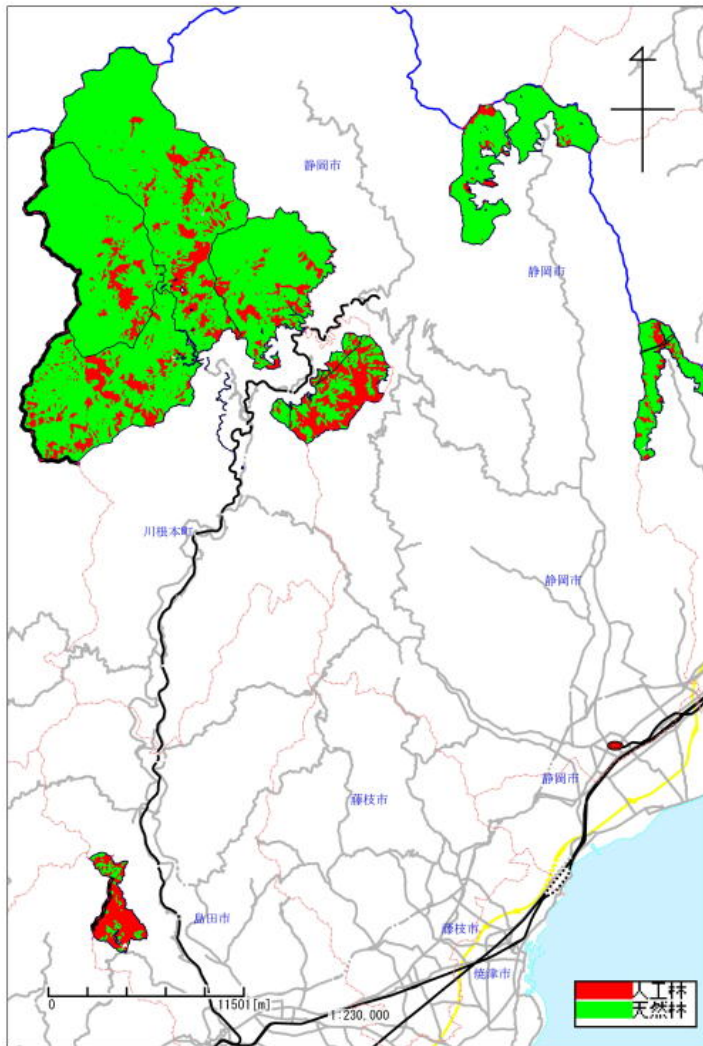


図-2 主な樹種構成 (材積比)

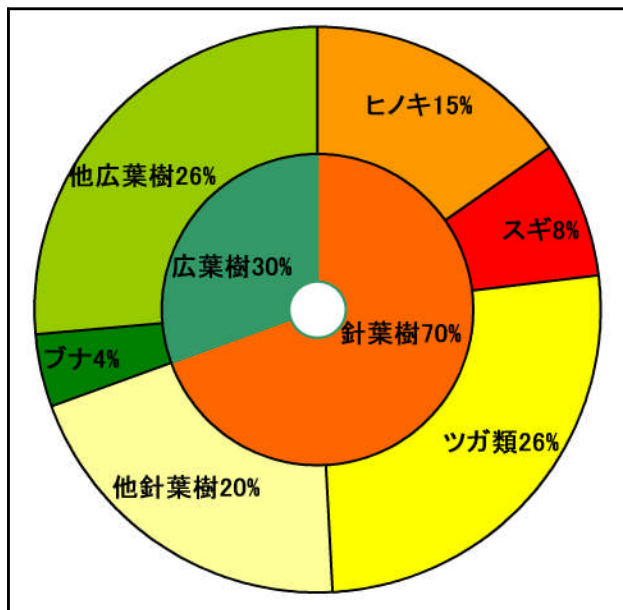
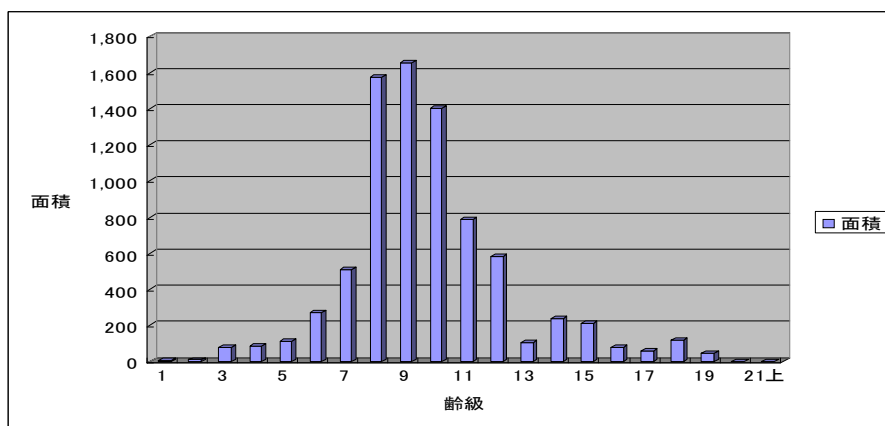


図-3 人工林の齢級*構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成17年度～平成21年度における当計画区での計画と主な施策は次のとおりとなっている。

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため積極的に実行したが、林道の災害により実行できない箇所もあり、計画より低位にとどまった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画し、おおむね計画通り実行した。

単位：材積 m^3

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	2,757	64,019 (862ha)	2,654	56,919 (610ha)

注) () は間伐面積である。

② 更新量

皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新*を図るとともに、天然力を活用した天然下種2類更新を計画し、おおむね計画通り実行した。

単位：ha

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	7.46	12.11	9.16	12.30

*【齢級】

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年
などとなります。

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、人為植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

③ 保護林*

すべての保護林について、現状を把握するため森林や動物等の状況に関するモニタリング調査を行った。南アルプス南部光岳森林生態系保護地域では、モニタリング調査の結果、調査プロットの一部でホンシュウジカによる剥皮が発見されたことから、今後保護林設定の目的に支障が生じないように、施策を検討していく必要がある。

また、梅地のアカマツ林植物群落保護林では、松くい虫防除対策として薬剤注入を継続実施した。

単位：面積 ha

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生態系保護地域	1	2,945	1	2,945
植物群落保護林	3	11	3	11
計	4	2,956	4	2,956

④ レクリエーションの森*

飛竜橋自然観察教育林は、優れた自然景観をもつ観光地として、また、気軽に森林や自然にふれあえる保健休養の場として、県内外から多くの人々が訪れており、地方公共団体と連携し、安全に楽しめるよう施設等の整備が行われている。

単位：面積 ha

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然観察教育林	1	252	1	252
風致探勝林	1	265	1	265
計	2	517	2	517

(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンリオールプロセス*に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針に整理すると次のとおりとなる。

*【保護林】

P16 以降具体的に説明。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

*【機能類型区分】

P9 以降具体的に説明。

*【モンリオールプロセス】

森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

ア 生物多様性の保全*

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 保護林の保全
- ・ 希少猛禽類（クマタカ等）生息域での森林施業等への配慮、モニタリングの実施等

イ 森林生態系*の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の徹底的な間伐を推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な伐採量の維持
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 森林病害虫獣による被害拡大防止、早期発見のための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養*のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小や尾根筋や

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

*【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土

沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により長期的にみて裸地状態の面積を縮小
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐を推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 森林づくり活動のフィールドとして提供
- ・ レクリエーションの森の設定と利用促進
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング^{*}等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定

壤の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流出量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に洪水ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や地域住民からの計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信
- ・ 森林生態系保護地域、保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

^{*}【国有林モニター】
国有林野に関心のあ
る国民の皆さんへ幅広
く情報を提供するとと
もに、アンケートや意
見交換を通じていただ
いたご意見・ご要望等
を管理経営に活かすた
めの制度です。モニタ
ーは公募により選定。

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

^{*}【ホームページアドレス】
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 昭和41年の台風による土石流災害の原因でもある「大谷崩れ」等の崩壊地が多い流域を主に整備。 静岡市梅ヶ島地区・大平地区 川根本町千頭地区・梅地地区 溪 間 工：26箇所 山 腹 工：22箇所 本数調整伐：14ha</p> <p>【水土保持機能の維持】 水土保持林23,000haのうち約600haの間伐を計画</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 飛竜橋自然観察教育林の整備を地元川根本町と連携して実施。</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】 「梅地のアカマツ林保護林」の松食い虫防除対策を実施。</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐、増大する間伐に伴う木材の安定供給を行う。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 森林整備を計画。</p>

地球温暖化防止	育成林 9 千 ha のうち約 600ha の間伐を計画、天然生林 22 千 ha のうち 98 %にあたる約 22 千 ha を保安林として保全。
---------	--

※【本項に係る天然生林】
左記の天然生林は、P2で説明した天然生林に加え、岩石地や草生地など林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において関係者の協力を得るなどにより、クマタカ、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

※【猛禽類】
肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。
猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。
食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

特に森林施業等を予定している地域で希少野生生物の生息、生育が確認された場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取りやめること等について、専門家の立場からの意見を聴取し、よりの確な保全策を講ずることとする。

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次の通り国土保全タイプと水源かん

養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保持林 23,020ha（国土保全タイプ 14,296ha、水源かん養タイプ 8,724ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは前期契約期間中に分収林の契約期間が満了した箇所を再評価したところ、水源かん養の維持・向上を推進すべき森林としたものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層^{*}で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

^{*}【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	14,295	8,729	23,024

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。面積は下表の通りであり、前計画とほぼ同様である。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 8,061ha（自然維持タイプ 7,414ha、森林空間利用タイプ 647ha）としていたが、今回

の計画では下表のとおりとしている。これは前計画期間中に活用要望（道路用地）があり、市道敷として売り払ったことによるのである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面 積	7,414	2,956	637	517	8,051

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 177ha としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。面積の異動については

水土保持林への見直しによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積

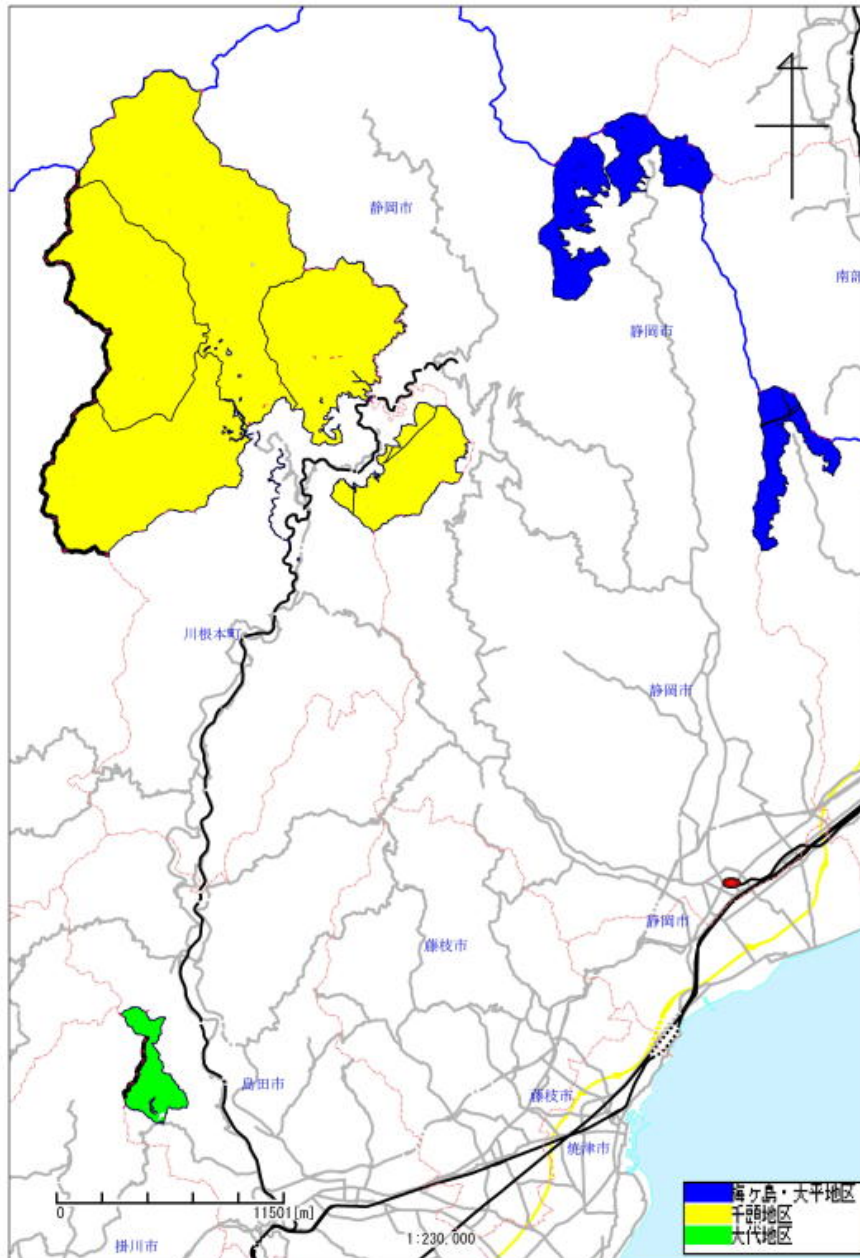
(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	172	0	172

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、梅ヶ島・大平地区、千頭地区、大代地区の3地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

図－4 静岡計画区の地区別図



ア 梅ヶ島・大平地区（301林班～334林班）

本地区は、計画区の北東部に位置し、北及び東が山梨県境に接しており、安倍川、興津川の源流にあたる。昭和39年から保安林の整備等を目的に民有林を国有林化し、森林の整備を行ってきた地区である。

- ① 梅ヶ島地区は日本3大崩れ*といわれる「大谷崩れ」をはじめとする大小の崩壊地が多い地区で、昭和41年の台風26号による土石流の発生で大規模な災害が発生した地域であることから土砂流出防備保安林に指定されている。このため主として水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、山梨県に通じる安倍峠付近は、オオイタヤマゲツの大径木が多く生育し、希少性が高い林分であることから、「安倍峠オオイタヤマゲツ植物群落保護林」として設定していることから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

- ② 大平地区は田代峠付近を源流とする興津川を挟んで、南北に国有林が分布しており、全体的に急傾斜である地形なことから水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 千頭地区（601林班～946林班）

本地区は、計画区の北西部に位置し、北が長野県境に接し、中央を流れる寸又川が南アルプスに源を発する大井川へ流れ込み、南流して駿河湾へ注いでいる。

- ① 北端の光岳^{てかりだけ}を中心に西の天竜計画区と接する黒沢山、東に大根沢山へと続く稜線は標高2,000mを超える高峰等がある。

植生は、光岳山頂に日本の自生地では南限とされるハイマツの群落がある。また、ハイマツに代表される高山帯から、アオモリトドマツ等の亜高山帯、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹にツガ、モミ類を混交した山地帯など、標高により垂直的な植生の変化が見られる。山頂付近では高山植物のお花畑も見られ、分布の南限とされるライチョウが生息するなど、森林生態系としてきわめて貴重な森林であることから、「南アルプス南部光岳森林生態系保護地域」を設定しており、森

*【日本3大崩れ】

長野県の稗田山崩れ、
富山県の鳶山崩れおよび本「大谷崩れ」をいう。

林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持、保全を重視した管理経営を行うこととする。

なお、当地区は「大井川源流部原生自然環境保全地域」として原生自然環境保全地域に本州で唯一指定されている。

- ② 寸又川の中流部は砂岩、礫岩から主に構成され、大小の崩壊地が多い地域で流水による激しい浸食から寸又峡のような溪谷美が作り出されている。

植生はイヌブナ、ミズナラを主とする広葉樹とツガ、モミ等の針葉樹が混交した針広混交林と、スギ、ヒノキを主とした人工林地帯からなる。

寸又川及び大井川の水源林として重要な当地区は水源かん養保安林に指定しており、傾斜の急なところが多いことから主として水土保持林（国土保全林タイプ及び水源かん養タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮と水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、寸又峡温泉の上流部は温泉地からも近く、自然観察に訪れる観光客も多いことから「飛竜橋自然観察教育林」に、山犬段から続く緩やかな稜線部は赤石山脈の景観と千石平の美しい天然林が特徴であり、自然探勝の場として利用されていることから「千石平風致探勝林」に設定しており、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。

さらに、不動岳から黒法師岳周辺の亜高山帯は、自然性の高い森林を維持していくことから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

なお、地質構造が複雑でもろく、小規模な崩壊が広域にわたって発生しているため、当地域の上流部は土地の改変は極力行わないこととする。

- ③ 梅地地区は昭和30年から保安林の整備を目的に民有林を国有林化し、森林の整備を行ってきた地区である。長島ダムと接しており、水源林として重要なことから水源かん養保安林に指定しており、主に水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 大代地区（1201林班～1205林班、1209林班～1226林班）

本地区は当計画区の南部に位置し、大代川や白光川が大井川

に合流し駿河湾に注いでいる。

当地区は、古くから林業が盛んで生育良好なヒノキ人工林が多く、また、大代ダムや下流域の水源林として重要なことから水源かん養保安林に指定しており、主として水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、木材の継続的生産を図りつつ、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林と国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの適確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このような中で静岡県森林共生基本計画では、「森林と共生」による持続可能な社会の実現を目的に、地球温暖化防止、様々な「森林の力」を持続的に発揮する森林づくり等を目指していくこととされている。

国有林は木材等の林産物の安定供給、生活環境の保全及び森林環境教育の推進等森林の持つ多面的機能の発揮が求められている。

これまでも木材の安定供給、イベント等を通じて国有林のPR、森林環境教育の実施等に取り組んできたところであるが、さらに流域管理システムの推進に向けて、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組んでいくこととする。

(1) 地域ニーズの的確な把握

静岡県中部流域林業活性化センター、地方公共団体、関係団体等との連携を深め、木材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

企業による森林整備活動の意識が高まる中でフィールドを提供し、体験林業、ボランティア活動等を通して、森林・林業に関するPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林と連携して森林整備の推進に努めることとする。

特に間伐の推進については、森林吸収源対策の観点からも利用拡大を図ることが急務となっているため、木材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

(4) 下流域との連携について

静岡市内において市民に親しまれている「森の市」を開催し、木工品等の販売を通して木材の良さ、森林・林業に係わる情報を広く下流域の市民にわかりやすく提供することとする。

4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区分	主 伐	間 伐	計
計	11,890	67,022 (648)	82,812 《3,900》

注) 1 間伐欄の()は、間伐面積 (ha)

2 計欄の《》は、臨時伐採量 (m³)

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	15.08	5.72	20.80

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下 刈	つる切	除 伐
計	53.84	7.20	36.35

(4) 林道*の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
計	0	0	6	1,700

*【伐採総量】

林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

なお、国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる、臨時伐採量を含みます。

*【臨時伐採量】

伐採時や搬出時に支障木の発生が予想されるが、現時点では伐採箇所を特定することが困難なものに係る見込みの伐採量のことです。

*【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬期から新緑期にかけて降水量が少なく、乾燥が著しい地域であり、林内には乾燥した枯れ葉が堆積している。この時期は狩猟期とも重なり、県内外から狩猟者の入山が多く、山火事発生の危険が増大する時期でもあり特に注意が必要である。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理するため、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、中山間部から奥地山岳地帯まで位置し、その延長は長大である。また、複雑で急峻な地形と軟弱な地盤なことから境界標識が亡失するおそれの高い地域であることから、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの啓発・普及

当計画区は、山岳、峡谷、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年のトレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にあるが、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。これらに対してはゴミの持ち帰りをはじめ自然を守ろうとする意識を持つことが解決策の一つと考えられることから、地元自治体や観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病害虫^{*}の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害はほぼ見られないものの、梅地地区の「梅地のアカマツ林」は当計画区において貴重な天然アカマツ林として保護林に指定していることから、今後も継続して薬剤注入による防除を行うこととする。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案し

^{*}【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松食い虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類とされています

て、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区は4箇所 2,956ha を保護林に設定している。

これらについて保護林の評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を開始したところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプの取り扱いによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	2, 9 4 5
植物群落保護林	3	1 1
計	4	2, 9 5 6

ア 森林生態系保護地域

原始的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資する。

原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、「南アルプス南部光岳森林生態系保護地域計画」を基本として適切に取り扱うものとする。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相に

ある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。

- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカ、ツキノワグマによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項

近年、ニホンジカによる植栽木の食害や樹幹の剥皮が川根本町から島田市の人工林で、また、ツキノワグマによる剥皮が川根本町の千頭地区で発生している。

樹幹の剥皮は幹の全周に及ばない場合枯死に至らず、一見健全な森林に見えるため、クマ剥ぎの拡大状況を適確に把握することが難しいうえ、クマ剥ぎが発生する条件や剥皮防止に関する知見の集積は十分でない。

当面は、巡視等によりこれらの状況の把握に努め、立木の枯死が増大し公益的機能の低下のおそれのある箇所や、分収育林契約森林等を重点的に防除対策を行いつつ、専門家等の意見を聴くなどして、対策の充実に努めることとする。

(2) その他

希少種の保護等の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林の 27 %が人工林であり、そのうち約 8 割が間伐適齢期林分となっている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

また、木材の価格安定を図るため素材の需給動向を把握し、国有林材の計画的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材受給について情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図るものとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の千頭地区の国有林野においては、光岳周辺が奥大井川源流部原生自然環境保全地域に、更にその南部は奥大井県立自然公園に指定されており、優れた自然環境・景観を有している。また、周辺には寸又峡温泉があり、レクリエーション等保健休養の場として多くの人に利用されている。

今後も引き続き豊かな自然環境と共存を図りつつ、「飛竜橋自然観察教育林」など国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として、地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備等により情報提供に努めることとする。

また、農林業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業等に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこと、山菜等の産物採取一共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (5) レクリエーション利用一使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図るものとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努める。

*【共用林野】

国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用すること。

利用の形態によって、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林野があります。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

該当なし

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署等主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組に努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めるものとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらい「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、施業指標林^{*}、各種試験地等の展示等を通じて地域の林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受け体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参画等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

該当なし。

^{*}【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取り入れている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための指標としている林分